# みどりの食料システム法の認定制度等について

令和7年9月 農林水產省

# 目 次

1	みどりの食料システム戦略(概要)	• • • • 2
2	みどりの食料システム法のポイント	• • • • 4
3	環境負荷低減事業活動とは	• • • • 6
4	みどり法に基づく特定区域とは	• • • • • 10
<b>(5)</b>	特定環境負荷低減事業活動とは	• • • • 12
6	有機農業栽培管理協定	• • • • • 14
7	基盤確立事業	• • • • 16
8	みどり投資促進税制	• • • • 19
9	みどり戦略交付金等関係予算	• • • • 23

## みどりの食料システム戦略(概要)

~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~

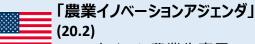
### 現状と今後の課題

- ○生産者の減少・高齢化、 地域コミュニティの衰退
- ○温暖化、大規模自然災害
- ○コロナを契機としたサプライ チェーン混乱、内食拡大
- ○SDGsや環境への対応強化
- ○国際ルールメーキングへの参画



「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大



2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も 見据えた持続可能な 食料システムの構築が急務 持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、 中長期的な観点から、調達、生産、加工·流通、消費の各段階の取組と カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

#### 目指す姿と取組方向

### 2050年までに目指す姿

- ▶ 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大 を順次開発
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した

#### 輸入原材料調達の実現を目指す

- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

## 戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発(技術開発目標)

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現(社会実装目標)

- ※政策手法のグリーン化:2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
  - 2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※ 革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。 地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

#### 期待される効果

## 栓済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換(肥料・飼料・原料調達)
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

# 社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

### 環境 将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承



- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減



2020年 2030年 2040年 2050年

ゼロエミッション

持続的発展

革新的技術・生産体系の



## みどりの食料システム戦略(具体的な取組)

~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~

## 調達

- 1.資材・エネルギー調達における脱輸入・ 脱炭素化・環境負荷軽減の推進
- (1)持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2)地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発
- ~期待される取組・技術~
- |▶ 地産地消型エネルギーシステムの構築
- ▶ 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- |▶ 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- ▶ 新たなタンパク資源(昆虫等)の利活用拡大

- ・持続可能な農山漁村の創造
- ・サプライチェーン全体を貫く基盤技術の 確立と連携(人材育成、未来技術投資)
- ・森林・木材のフル活用によるCO2吸収と 固定の最大化
  - 雇用の増大

  - 豊かな食生活の実現

2.イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1)高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2)機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4)農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理
  - ∠―期待される取組・技術~
  - スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合 防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
  - ▶ 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
  - ▶ バイオ炭の農地投入技術
  - ▶ エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
  - ▶ 海藻類によるCO₂固定化(ブルーカーボン)の推進

生産

## 消費

- 4.環境にやさしい持続可能な 消費の拡大や食育の推進

等

- 地域所得の向上
- (1)食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2)消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4)建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大
- ~期待される取組・技術~
- ▶ 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- ▶ 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- 、▶ 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや 環境活動の促進
- (2)データ·AIの活用等による加工·流通の合理化·適正化

3.ムリ・ムダのない持続可能な

加丁・流通システムの確立

- (3)長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化
- ~期待される取組・技術~
- ▼電子タグ(RFID)等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- ▶ 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- 、▶ 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列

## みどりの食料システム法\*のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための 環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行)

### 制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

#### みどりの食料システムに関する基本理念

生産者、事業者、消費者等の連携

・技術の開発・活用

・円滑な食品流通の確保

等

#### 関係者の役割の明確化

・ 国・地方公共団体の責務 (施策の策定・実施)

・ 生産者・事業者、消費者の努力

#### 国が講ずべき施策

- ・ 関係者の理解の増進
- · 環境負荷低減に資する調達·生産·流通·消費の促進

- · 技術開発·普及の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化

等

#### 基本方針(国)





基本計画(都道府県·市町村)





#### 環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画

(環境負荷低減事業活動実施計画等)

※環境負荷低減:土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

#### 【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援(農業改良資金等の償還期間の延長(10年→12年)等)
- 行政手続のワンストップ化\* (農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等)
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進\*

#### \*モデル地区に対する支援措置



### 新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材 メーカー、支援サービス事業体、食品事業者等の取組に関する計画

(基盤確立事業実施計画)

#### 【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援(食品流通改善資金の特例)
- 行政手続のワンストップ化(農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認)
- 病虫害抵抗性に優れた**品種開発**の促進 (新品種の出願料等の減免)
- ・ みどりの食料システム法の計画認定を受けることで、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けられます。
- ・ 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等に対する投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を措置

## みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法 施行(令和4年7月1日) 施行令·施行規則等も施行

## 国の基本方針 公表(令和4年9月15日)

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○令和4年度中に<u>全都道府県で基本計画が作成</u>

令和5年度から都道府県による 環境負荷低減事業活動に取り組む 農林漁業者の計画認定が本格的にスタート

- ○全都道府県で計30,000以上の経営体を認定
- ○32道府県70区域で特定区域を設定 特定計画が7県9区域で認定
- ○有機農業を促進するための栽培管理協定が 茨城県常陸大宮市で締結 (令和7年8月末時点)

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、 現場の農業者のニーズも踏まえ、

環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等 を図る事業者の計画を認定







リモコン草刈機の普及

可変施肥田植機の普及

堆肥散布機の普及

○94の事業者を認定(令和7年8月末時点)

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

## 環境負荷低減事業活動とは

- 環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、 温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。
- ロ 環境負荷低減事業活動とは…(法第2条第4項)
  - 【定義】農林漁業者が、当該農林漁業者の行う**農林漁業の持続性の確保に資するよう**、 農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動
- (1)農林漁業者(又はこれらの者の組織する団体)が行う事業活動であること
- (2)以下のいずれかに掲げる事業活動であること
- ①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動
  - ▶ 有機農業の取組を含みます。



堆肥の施用による土づくり



燃油使用量の低減に資する 施設園芸用ヒートポンプ

#### ②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

- ▶ 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省工ネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。(いわゆる農林漁業の「排出削減対策」が広く該当します。)
- ③別途、農林水産大臣が定める事業活動

### 【告示】

- ・水耕栽培等における化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・環境中への**窒素・リン等の流出を抑制**する飼料の投与等
- バイオ炭の農地への施用
- ・プラスチック資材の排出又は流出の抑制
- ・化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動



当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。



牛分解性マルチの使用

農地十壌に炭素を貯留

## 環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を 認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

### 認定スキーム

### 都道府県

〈市町村と共同で基本計画を作成〉

計画認定の 申請

省力的な有機栽培を可能とする

高能率水田用除草機



基本計画に沿ったものであること等

認定要件

### 農林漁業者 又は その組織する団体

環境負荷低減事業活動実施計画を作成



メタンの排出抑制 良質な堆肥生産に資する

#### 【計画記載事項】

- 日標
- · 実施内容·期間
- •実施体制
- ・必要な資金



等

軽量・小型の 漁船用低燃費エンジン

#### 〈基本方針第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項〉

- 「その組織する団体とは、農協、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず 農林漁業者を直接又は間接の構成員とする共同組織をいう。
- 実施計画の目標は、基本計画の推進に資するよう、適切な数値指標を用いて定めること。
- 環境負荷低減事業活動の実施期間は、5年間を目途に定めるものとすること。

### 認定者に対する支援措置

#### 農林漁業者等向け

- ○補助金の採択要件
- •有機転換推進事業
- ○課税の特例(法人税・所得税)
- ・環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導 入に対する投資促進税制(特別償却)
- ○農業改良資金融通法の特例
  - ・貸付資格認定の手続のワンストップ化
  - ·償還期間の延長(10年→12年)
- ○林業・木材産業改善資金助成法の特例
- ○沿岸漁業改善資金助成法の特例
- ・貸付資格認定の手続のワンストップ化
- ・償還期間の延長(10年→12年 等)
- ○家畜排せつ物法の特例
- ・日本公庫による長期低利資金 (畜産経営環境調和推進資金)の貸付適用

メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する 堆肥化施設等の整備を支援

#### 関連する措置を行う食品事業者向け

- ○食品等流通法の特例
  - ・日本公庫による長期低利資金 (食品流通改善資金) の貸付適用

環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を 用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援

※その他、各種補助金での採択ポイントの加算などの メリット措置を受けられます。

## みどりの食料システム法に基づく生産者の認定状況※(令和7年8月末時点)

都道府県	認定者数(経営体数)	都道府県	認定者数(経営体数)
北海道	314	滋賀県	47
青森県	107	京都府	400
岩手県	3,906	大阪府	23
宮城県	1,759	兵庫県	113
秋田県	226	奈良県	90
山形県	108	和歌山県	670
福島県	300	鳥取県	67
茨城県	607	島根県	316
栃木県	1,243	岡山県	37
群馬県	456	広島県	32
埼玉県	110	山口県	259
千葉県	162	徳島県	284
東京都	11	香川県	64
神奈川県	138	愛媛県	1,272
山梨県	153	高知県	601
長野県	135	福岡県	14
静岡県	304	佐賀県	59
新潟県	185	長崎県	308
富山県	437	熊本県	1,781
石川県	837	大分県	61
福井県	11,096	宮崎県	114
岐阜県	56	鹿児島県	412
愛知県	224	沖縄県	323
三重県	146	合計	30,367

<sup>※</sup>みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、 都道府県知事の認定を受けた者。

## みどりの食料システム法に基づく生産者の認定

- 令和 5 年度から各都道府県による農林漁業者の計画認定(みどり認定)が本格的に開始され、令和 6 年中に全都道府県において申請が可能となり、30,000以上の経営体が認定(令和 7 年 8 月末時点)されている。
- 税制・融資の特例や補助事業の優先採択等を活用しながら、JAなどグループでの取組も広がっている。
- 引き続き、<mark>税制特例などのメリット措置の丁寧な周知や各地の認定事例などの積極的発信</mark>により、<mark>さらなる認定拡大を図っていく</mark>。

### **旬松永牧場 (島根県)**



乳用牛・肉用牛において、 飼料作物の栽培における 牛ふん堆肥の施用による 化学肥料・化学農薬の使 用低減や、食品残渣の飼 料化による温室効果ガス の排出量削減に取り組む。

## かいしんまる (福岡県)



海苔の養殖で使用する漁船について、**燃費の良いエンジンへの換装と操作性向上を図るためのサイドスラスタ**ーを導入し、燃油の使用量・温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。**沿岸漁業改善資金**を活用予定。

## 福尾 拓氏(北海道)

大根及び人参の栽培において、 生産物の茎葉のすき込みによる 土づくりを行い、有機JAS栽培 に取り組む。取組面積拡大のために、農業改良資金を活用し、 大根引き抜き機や人参収穫機を 導入。

### 岩手ふるさと農業協同組合(岩手県)

JA組合員の水稲生産者3,756経営体(グループ認定)で、**秋耕**及び中 **干しの延長**による温室効果ガスの 排出量削減や、化学肥料・化学農 薬の使用量を5割以下に低減した 特別栽培米の拡大に取り組む。消 費者へのPR効果を期待し、認定を 取得。



### (株)カントウ(群馬県)

65万羽規模の育雛養鶏場において、 家畜のふん尿の強制発酵や、アミ ノ酸バランス飼料を活用し、温室 効果ガスの排出削減に取り組む。



なみかわ まさあき

### 並川 眞明氏(滋賀県)

いちごのハウス栽培で耐久性 の高いビニールを導入することにより、プラスチック資材 の使用量及びコストの削減に 取り組む。



36経営体(グループ認定)で、 省エネ型の椎茸乾燥機の導入 により、燃油の使用量・温室 効果ガスの排出量の削減に取り組む。交付金の優先採択を

メリット措置として活用。

大分県椎茸農業協同組合(大分県)





## みどり法に基づく特定区域とは

- 特定区域は、地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む計画が基本計画に位置付けられたモデル地域。
- 特定区域の設定に当たっては、**特定区域の範囲やその中で行われる取組の内容についてそれぞれ要件を満たす** よう計画を作成する必要。区域内では、有機農業の栽培管理協定や国庫補助事業の優遇等のメリットあり。

### √ 特定区域とは

地域ぐるみで以下①~③の環境負荷低減に取り組む 計画が地方自治体の基本計画に位置づけられた**地域** 

### ①有機農業による生産活動

(例:有機農業の団地化)





独自ブランドの確立

有機農業のための栽培管理協定の締結

## ②廃熱その他の地域資源の活用により 温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動

(例:工場の廃熱・廃CO2を活用した園芸団地の形成)





廃熱・廃CO<sup>2</sup>

施設園芸団地で活用

## ③環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して 行う生産活動

(例:ペレット堆肥の活用による資源循環の取組)











地域ぐるみで施用

## ✓ 特定区域設定の要件

- | **② 設定する区域は、**自然的社会的諸条件からみて 一定のまとまりを有すること
- |※ オーガニックビレッジなど市町村ぐるみで取り組む場合 などは、市町村全域での設定も可能!
- |団 二戸以上の**共同又は**地域の実態に照らして**相当程 度の事業規模で**取り組むこと
- 生産方法又は流通・販売方法の共通化を図ること
- 地方自治体と連携して、地域における環境負荷低 **減事業活動の普及拡大**に努めること

## 特定区域設定のメリット

- ①特定環境負荷低減事業活動の認定取得が可能
- ⇒認定を取得すると、機械・施設の導入時にみどりハードの 活用が可能
- ②有機農業を促進するための栽培管理協定の締結が可能
- ③国庫補助の予算事業で優遇

(例:オーガニックビレッジ事業において、特定区域の設定に向けて 取り組む地域を支援します。)

その他、地域ぐるみで環境低減に取り組んでいることをアピールできます!

## さらに詳しく知りたい場合・

特定区域設定の手引きをご参照ください。

特定区域設定の手引き→

節囲

の要件

## 特定区域(モデル地区)の設定状況

○ 地域ぐるみで環境負荷低減の取組を行う**特定区域(モデル地区)は、32道府県70区域で設定**(令和7年8月末時点)

## 類型ごとの区域数(重複有)

有機農業★	56区域
GHG削減★	5区域
先端技術の活用★	14区域

#### 中国四国ブロック(13区域)

島根県 浜田市★、江津市★、

美郷町★、津和野町★

岡山県 真庭市★

広島県 神石高原町★

徳島県 徳島市★、小松島市★、

阿南市★、阿波市★、

海陽町★

高知県 馬路村★、本山町★★

### 九州・沖縄ブロック (8区域)

長崎県 雲仙市★、南島原市★ 熊本県 山都町★、南阿蘇村★

宮崎県 えびの市★、宮崎市★、

綾町★

鹿児島県 南種子町★

## 北海道ブロック(3区域)

北海道 湧別町★、岩見沢市★、 安平町★

#### 北陸ブロック(8区域)

新潟県 新発田市★、阿賀野市★、

佐渡市★

富山県南砺市★、富山市★

石川県 白山市 (2区域) ★★

福井県 越前市★

### <u>東北ブロック(11区域)</u>

青森県 黒石市★

宮城県 山元町★、涌谷町★、

美里町 (2区域) ★★

登米市★、大崎市★★

秋田県 大潟村★

山形県 西川町★、川西町★

福島県 喜多方市★★

#### 関東ブロック(11区域)

茨城県 石岡市★、常陸大宮市★

栃木県 塩谷町★、野木町★

千葉県 千葉市★、木更津市★

成田市★、佐倉市★

山梨県 北杜市★

長野県 佐久市★

文封宋 四八川 🗡

静岡県 藤枝市★

## <u>近畿ブロック(11</u>区域)

滋賀県近江八幡市★、日野町★

京都府 亀岡市★、南丹市★

兵庫県 神戸市★★、豊岡市★、

養父市★、朝来市★

丹波市★★

奈良県 天理市★、宇陀市★

#### 東海ブロック(5区域)

岐阜県 白川町★

愛知県 岡崎市★ 大府市★

南知多町★

三重県 尾鷲市★

## 特定環境負荷低減事業活動とは

- 地域の関係者が一体となって、地域の未利用資源や先端技術などを活用しながら、 環境負荷低減事業活動に取り組むことで、持続的に発展できるモデル地区の創出を促進。
- □ 特定環境負荷低減事業活動とは…(法第15条第2項第3号)

【定義】特定区域の区域内において、集団又は相当規模で行われることにより地域における 農林漁業由来の環境負荷の低減の効果を高めるものとして農林水産省令で定める環境負荷低減事業活動

#### 要件

#### 地域ぐるみでの有機的な連携体制を確保し、 生産団地を形成

- ▶ 二戸以上の共同又は地域の実態に照らして相当程度 の事業規模で取り組むこと
- ▶ 生産方法又は流通・販売方法の共通化を図ること
- 地方自治体と連携して、地域における環境負荷低減 事業活動の普及拡大に努めること(例:技術普及・指 導、新技術の実証、視察受入れ、地域の事業者との連携)

#### 以下の活動類型のいずれかに該当すること

#### 【告示】

①有機農業による生産活動

(例:有機農業の団地化)



(例:工場の廃熱・廃CO2を活用した園芸団地の形成)

③環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して 行う生産活動

(例:地域ぐるみでのスマート技術のシェアリング)



ドローンによる防除の最適化



ドローンのバッテリー充電施設

## 地方自治体が設定する特定区域の区域で実施すること

- ・ 地方自治体の区域内で、モデル的な取組を行う団体等があれば、積極的に特定区域の設定を御検討ください。
- 区域設定は、自然的社会的諸条件からみて一定のまとまり※があれば、設定が可能です。
  - ※ 旧行政区(旧市町村)、学区、大字、農業集落等(合理的説明がつけば飛び地での設定も可能です。)

## 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

**特定区域内**で行われる特定環境負荷低減事業活動に対しては、税制・金融による支援措置に加え、 事業活動に必要な施設整備等に係る行政手続をワンストップ化。

### 認定スキーム

#### 都道府県

〈市町村と共同で基本計画を作成し、計画に特定区域を設定〉

認定に際して 意見聴取

市町村

計画認定の 申請



認定要件

基本計画に沿ったものであること等

#### 農林漁業者 又は その組織する団体

- 特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成
- ・事業活動に関連する措置※として、認定を受けようとする者 以外の者が行う取組を計画に位置付けることも可能

※事業活動に不可欠な資材(化学肥料に代替する堆肥等)又は機械類その他の物件の提供や、 事業活動により生産された農林水産物の付加価値の向上に資する加丁・流通を行う取組



ドローンによる農薬散布



バッテリー保管・充電施設 先端技術の地域ぐるみでの活用



栽培体系の共涌化



共同出荷作業

有機農業の団地化

### 認定者に対する支援措置

- ○補助金の採択要件
- ・有機転換推進事業、みどりハード事業 (詳細はP25)
- ○課税の特例(法人税・所得税)
- 特定環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の 導入に対する投資促進税制 (特別償却)
- ○農業改良資金融通法の特例
- ○林業・木材産業改善資金助成法の特例
- ○沿岸漁業改善資金助成法の特例
- ・貸付資格認定の手続のワンストップ化
- ・償還期間の延長(10年→12年 等)
- ○家畜排せつ物法の特例
- ○食品等流通法の特例
- ・日本公庫による低利資金の貸付適用

#### ○補助金等適正化法の特例

- 補助金等交付財産の処分(目的外使用等)の 制限に係る承認手続のワンストップ化
- ○農地法の特例
- ・農地転用許可の手続のワンストップ化
- ○酪肉振興法の特例
- ・草地の形質変更の届出のワンストップ化
- ※その他、各種補助金での採択ポイントの加算などの メリット措置を受けられます。

## 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定

- ・ 有機農業は、農薬の飛散防止、病害虫のまん延防止などに留意して取り組む必要があり、周囲の調整が課題
- 基本計画で定められた特定区域内において、市町村長の認可を受けて、農業者同士が栽培管理についての協定 を締結できる制度を創設し、地域ぐるみで有機農業の団地化を促進

## 協定の締結

- く協定に定める事項>
  - ○協定の対象となる農用地の 区域(協定区域) <基本方針第三の3>
  - ○栽培の管理に関する事項
  - ○協定の有効期間(~5年)
  - ○協定に違反した場合の措置

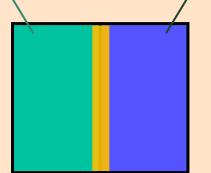
## (栽培の管理に関する事項のイメージ)

## 有機農業者·

- ○適切な肥培管理の実施
- •雑草防除
- ・防虫ネットやマルチの利用等
- ○緩衝地帯の設置
- ○病害虫が発生した場合の措置



防虫ネット



緩衝地帯

### 慣行農業者

- ○化学農薬の飛散防止措置 (使用時の事前通知・立ち合い等)
- 〇水・土壌の有機ほ場への流入 防止措置 (畔塗りの実施等)
- ○病害虫が発生した場合の措置



ドリフト低減型ノズル

## 市町村長\*の認可

(公告·縦覧)

等

\*協定区域が2以上の市町村の区域に わたる場合は都道府県知事 (協定区域内の農用地に係る**農用地所有者等※の全員の合意が必要**です。

地域の農業上の土地利用の在り方を定めている各種計画に適合したものである必要があります。 ※所有権、賃借権、使用収益権等を有する者

## 協定の効果

- ○協定締結後に当該農用地の所有者等になった者に対しても、協定の効力が発生します。
- ○当該農用地の所有者は、市町村に対して、協定区域内の農用地を**農用地区域に編入するよう要請できます**。 (農用地区域に編入されると、**農地整備事業や多面的機能支払交付金等の対象となります。**)

## 特定環境負荷低減事業活動の認定・有機農業を促進する栽培管理協定

- 特定区域において、地域ぐるみで有機農業の団地化等に取り組む**特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定** 及び有機農業とそれ以外の農業を行う者が市町村長の認可を得てそれぞれ栽培管理に関する取り決めを行う**有** 機農業を促進するための栽培管理協定の締結が可能。
- 令和7年8月末時点で、**特定計画は7県9区域で認定、有機協定は茨城県常陸大宮市で締結。**
- 今後は特定計画の認定を受けた生産者に対して機械導入等の支援を行い、認定の推進に取り組む。

#### 特定計画 の認定

## 江津市有機農業協議会(島根県)

- ・島根県江津市の特定区域において、有機農業の団地化に取り組む江津市有機農業推進協議会(8経営体、栽培品目:水稲・葉物野菜)の特定計画を認定。
- ・島根県と連携した新技術の実証や、JAしまねと連携して 販売動向に応じた農産物の販売を通して、有機農業の普 及拡大を目指す。



THE STATE OF THE S



協議会総会の様子

見地勉強会の様子

農産物販売の様子

#### ハード 支援

## みどりの事業活動を支える体制整備

・特定計画の認定を受けた者等が行う化学肥料・化学農薬の 使用低減に資する取組に必要な機械や施設の導入を支援。 (R6補正予算~)









特定計画の認定を受けた農業者

堆肥舎

### 有機協定 の締結

## 茨城県常陸大宮市

- ・茨城県常陸大宮市の特定区域(鷹巣地区)のうち、主に水 稲を栽培している16.3ha(132筆)において、全国で初 めて有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が 締結。
- ・協定には、有機栽培をする者が病害虫発生抑制及び緩衝地 帯の設定に取り組むことや、慣行栽培をする者が農薬の 飛散防止に努めることなどを規定。
- ・協定の締結によって、有機農業者への**農地の集積・集約化** が進むとともに、地域で有機農業を推進する意識が醸成 され、**生産者だけでなく地域ぐるみで農道の管理等を行 うきっかけ**となった。









市長(写真左)と協定を締結した鷹巣区長(写真右)

協定区域(16.3ha)

協定区域で収穫 されたコメ

## 基盤確立事業実施計画の認定スキーム

○ 主務大臣は、機械・資材メーカーや食品事業者等が作成する基盤確立事業実施計画を認定し、 認定された計画に基づく取組を各種特例措置により支援。

#### 基盤確立事業とは・・・(法第2条第5項)

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業

 $(1)\sim(6)$ 

国(主務大臣)

計画認定の 申請



認定

## 事業者

〈基盤確立事業実施計画を作成〉

①先端的技術の研究開発及び成果の移転の促進

- ②新品種の育成
- ③資材又は機械の生産・販売
- 4機械類のリース・レンタル
- ⑤環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を 不可欠な原料として用いて行う**新商品の開発、生産又は** 需要開拓
- ⑥環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の 流通の合理化

(地方農政局を経由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。)

### 主な認定要件

- 1 基本方針に適合し、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること
- 2 農林漁業由来の環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う 取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること (事業展開による効果の広域性や、技術の普及状況等を踏まえた先進性等が必要です。)
  - ※生産者向け投資促進税制の対象機械としての確認を受ける場合
  - (①~③を満たす必要があります。)
  - ①以下のいずれかに該当すること
  - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
  - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
  - ②10年以内に販売されたモデルであること
  - ③農業者の取得価額が100万円以上になると見込まれること

### 認定者に対する支援措置

- ○補助金の採択要件
  - ・みどりハード事業 (詳細はP25)
- ○課税の特例(法人税・所得税)
  - (1) 資材メーカー・食品事業者等向け

化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の専門の製造 施設・設備等の導入に対する投資促進税制(特別償却)

(2)機械メーカー向け(対象は生産者)

生産者が環境負荷低減事業活動に必要な機械を 導入する際に投資促進税制が適用(特別償却)

販売する設備について、生産者の投資初期の負担を軽減

- ○補助金等適正化法の特例
- ・補助金等交付財産の処分(目的外使用等)の制限解除に関する承認手続のワンストップ化
- ○農地法の特例
- ・農地転用許可の手続のワンストップ化
- ○種苗法の特例
- ・品種登録の出願料及び登録料の減免
- ○食品等流通法の特例
- ・日本公庫による長期低利資金の貸付適用
- ○中小企業者向け金融支援 【非法律事項】
- ・日本公庫による低利資金

(新事業活動促進資金特別利率②)の貸付適用

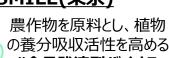
機械・資材メーカーによる、環境負荷低減に資する先進的な製品の増産のための設備投資に対する資金繰りを支援

※その他、各種補助金での採択ポイントの加算などの メリット措置を受けられます。

## みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業の認定状況

- 令和7年8月末時点で、環境負荷低減に資する研究開発や機械・資材の販売等を行う94の事業者の取組を認定。 化学肥料・化学農薬の低減に資する農業機械84機種がみどり税制の対象となっている。
- **全6類型で認定が行われ**、特に化学肥料・化学農薬の低減に役立つ機械・資材等の普及に向けた取組が拡大。

## 研究開発・実証(4件) ㈱AGRI SMILE(東京)



"食品残渣型バイオス ティミュラント"を開発。

## EF Polymer(株)(沖縄)



農作物残渣を原料とし、土壌の保水力・保肥力を向上させる "超吸水性ポリマー"を開発。

## 新品種の開発(1件)

## (地独)北海道立総合研究機構(北海道)

北海道で広く栽培されている稲、小麦、ばれいしょについて、病害虫に強い品種を育成。







小麦

ばれいしょ

### ㈱日本チャンキー(栃木)

資材・機械の生産・販売(80件)



鶏ふんを原材料とした**有機** ペレット堆肥の普及拡大。 【みどりハード※を活用】

## ㈱天神製作所(宮崎)



堆肥の生産を効率的に行う **自動撹拌機**の普及拡大。 【みどり税制対象機械】

### 機械のリース・レンタル(1件)

## (株) 八タケホットケ(長野)

水田内を走行し、水を濁らせることで雑草 の成長を阻害し、除草作業を効率化する 抑草ロボットのレンタル拡大。



## 新商品の開発(4件)

稲

## ㈱神門(北海道)



有機韃靼そばを原料とした 乾麺の有利販売と有機農業 の取組拡大を図る。 【みどりハード※を活用】

## 千代菊㈱(岐阜)



**有機栽培米を使用した日本酒** の消費拡大。

## 流通の合理化 (4件)

## (株)オプ<u>ティム(東京)、</u> (株)オプティムアグリ・みちのく(青森)

ドローン等を用いて**化学農薬の使用を低減した米を各地の拠点で集約・出荷する体制を構築**し、ブランド米として付加価値を向上。

## 大分県農業協同組合(大分)

化石燃料や化学農薬の使用を低減して生産したハウスみかんを区分管理して流通させることで、付加価値を向上。 【みどりハード※を活用】

## 主な支援措置一覧

## 【環境負荷低減事業活動】

対象者		融資	取組のイメージ(例)	税制
農業者		<b>農業改良資金</b> (無利子、償還期間の延長)	   化学肥料・化学農薬の使用低減に資する <b>除</b>     <b>草機、可変施肥機</b> 等の導入	みどり投資促進税制
	畜産·酪農	<b>畜産経営環境調和推進資金</b> (利率:2.00%、20年以内)	自らの事業活動に伴うメタン排出の抑制に資   する <b>家畜排せつ物の強制攪拌装置等を備え</b>   <b>た施設</b> の導入	<ul><li>※化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む場合に限る</li><li>※対象機械は、国が基盤確立事業で認定したものに限る</li></ul>
林業者等		林業・木材産業改善資金 (無利子、償還期間の延長)	   木質バイオマス燃料の生産に資する <b>移動式</b>   <b>チッパ</b> ー等の導入	
漁業者		沿岸漁業改善資金 (無利子、償還期間の延長)	漁船の省エネ化に資する <b>低燃費エンジン</b> 等の   導入 	

## 【基盤確立事業】

対象者	融資	取組のイメージ(例)	税制
機械メーカー	新事業活動促進資金		
支援サービス事業体 (機械のリース・レンタル)	(利率: <b>特別利率</b> ②1.40~2.30%、20年以内) 基準利率:2.05~2.95% ※中小企業に限る	環境負荷低減に資する機械等の製造ライン   の増設 	
資材メーカー等	新事業活動促進資金 (利率:特別利率②1.40~2.30%、20年以内) 基準利率:2.05~2.95% ※中小企業に限る	   環境負荷低減に資する <b>資材等の製造ライン</b>   <b>の増設</b> 	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の 製造に限る (例:混合堆肥複合肥料、ペレット堆肥、 生物農薬等)
食品事業者	<b>食品流通改善資金</b> (利率:1.15~2.45%、25年以内) ※中小企業に限る	環境負荷低減の取組を通じて生産された農   林水産物の付加価値向上に資する <b>新商品</b>   <b>開発・製造</b> に必要な設備や <b>流通の効率化</b>   施設等の導入	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材製 造に限る (例:食品残渣を活用した堆肥等)

- ※金利表示は、令和7年9月1日現在のもの
- ※融資の利用に当たっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要

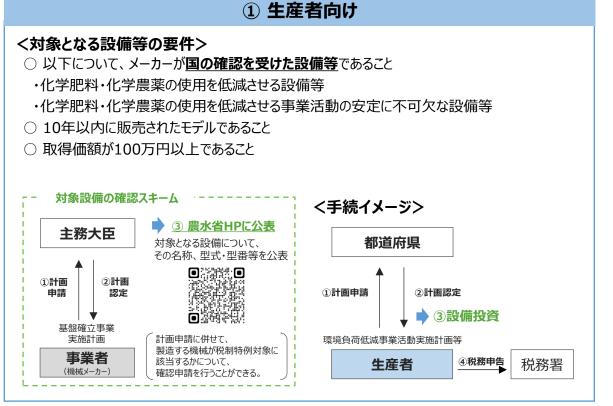
## みどり投資促進税制

○ 有機農業や化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む生産者や、 環境保全型農業に必要な有機肥料などの資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しします。

#### 概要

機械等と一体的に整備する建物等も対象になります!

- ・都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が 一定の設備等を新たに取得等した場合に、**特別償却(機械等32%、建物等 16%)の適用が受けられます**。
- ・本税制は、**令和8年3月31日までの間**に、**認定実施計画**に基づき対象設備等を**取得し、当該事業の用に供した場合**に適用されます。



## ※令和8年度税制改正要望で2年延長を要望 ② 事業者向け く対象となる設備等の要件> 化学肥料又は化学農薬に代替する資材を製造する 専門の設備等であること 良質な堆肥を供給する ペレタイザー バイオコンポスター 自動攪拌装置 く手続イメージン 主務大臣 ①計画申請 ②計画認定 基盤確立事業実施計画 ④税務申告 税務署 事業者

## (参考) 特別償却活用の効果

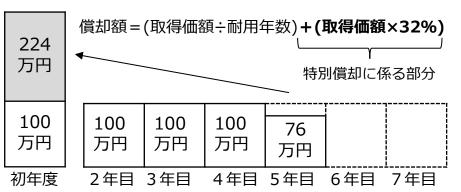
○ 環境負荷低減※1に取り組む生産者及び広域的に生産資材の供給を行う事業者が 計画認定制度に基づき設備等を整備する場合に、みどり投資促進税制(特別償却)を活用することにより、 導入当初の所得税・法人税負担が軽減されます。

## 【法人税における特例のイメージ※2】

法人税 = (益金 - 損金 (償却額)) × 税率

⇒ 特別償却により、**導入当初**において、**通常の償却額に一定額を上乗せ**した償却が認められます。

## 約700万円の機械を整備した際の特別償却(32%)

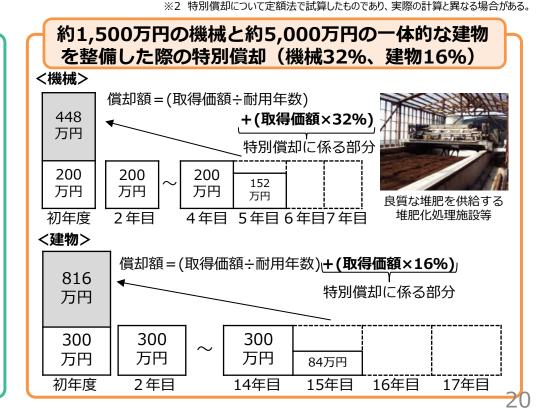




化学肥料の施肥量を減少させる 十壌センサ付可変施肥田植機



省力的な有機栽培を可能とする 高能率水田用除草機



## (参考) 課税の特例の対象となる設備取得のタイミングについて

○ 実施計画の認定を受けた後で、対象設備等を取得する必要があります。

## (対象となり得る) 実施計画 取得 ケース1 着工※ の認定 (引き渡し) 計画認定後に対象設備等を取得し、 令和8年 当該事業の用に供する必要があります。 3月31日 ×(対象とならない) 実施計画 取得 着工 ケース2 (引き渡し) の認定

<u>ケース3</u>

着工

実施計画

の認定

**取得** (引き渡し)

## 税制・融資特例の活用状況

- みどり法に基づき認定者を受けた環境負荷低減に取り組む農林漁業者(みどり認定者)及び生産者の取組を支える事業者 (基盤確立事業者)は、設備投資の際に税制・融資の特例を活用することが可能。
- みどり法に基づく認定を受けて**税制の特例(みどり税制)を活用予定の件数は、28道府県で生産者は122件、事業者は7件、 融資の特例を活用予定の件数は24道府県で計73件、事業者は1件。(**令和7年8月末時点。認定を受けた計画ベース)

### みどり認定者の活用事例

税制



水稲の栽培において、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。 被害粒・異物混入等を除去し、品質面の向上を図るために、みどり税制を活用し、色彩選別機を導入。

色彩選別機

## 融資

#### ㈱丸尾牧場(兵庫)



堆肥製造施設

デントコーン等の飼料用作物の 栽培において、堆肥を施用し、 土壌への炭素貯留に取り組む。 **畜産経営環境調和推進資金**を活 用して**堆肥製造施設**を導入。

### 基盤確立事業者の活用事例



#### 三和油脂㈱(山形県)



ペレット製造機械

こめ油の精製過程の副産物である脱脂米糠や工場排水処理で生じる有機汚泥を活用した**堆肥ペレット等を製造する設備をみどり税制**及びみどりハード※を活用して、新たに導入し、東北地域を中心に普及拡大を図り、化学肥料の使用低減に寄与。

## 融資

#### ㈱フレッシュフーズ(北海道)







食品加工工場

有機カット野菜サラダを首都圏で販売するための製造拠点となる食品加工工場を、食品流通改善資金を活用して新たに導入し、関東地域を中心に普及拡大を図ることで、有機農業の取組拡大に寄与。

## みどりの食料システム法の認定による主な補助事業等の優先採択

(R6補正・R7予算)

- みどりの食料システム法の計画認定等を受けることで、例えば「みどりの食料システム戦略推進交付金」では、採択ポイントのうち特定区域の設定や農業者の計画認定等で最大20点がプラス(ポイント加算)されるなど、補助事業の優先採択が受けられるメリットがある。
- 他省庁予算も含め、様々な補助事業において、このような計画認定によるメリット措置が受けられることを広く説明していく。

## みどりの食料システム戦略推進交付金

- ・ グリーンな栽培体系加速化事業★★★
- 有機農業拠点創出・拡大加速化事業★★★ (特定区域の設定等に向けて取り組むことが要件)
- 有機転換推進事業(みどり認定が要件)
- SDGs対応型施設園芸確立・地域循環型エネルギーシステム構築★★★
- バイオマスの地産地消★★★
- みどりの事業活動を支える体制整備 ★★★ (基盤確立事業の認定又はみどり認定が要件)

#### 農業関係

- 強い農業づくり総合支援交付金★★★
- 国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業★★★
- 国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち麦・大豆生産技術向上事業★★★
- 生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業★★
- ・ 米粉需要創出・利用促進対策事業のうち・ 米粉製品製造能力強化等支援対策事業★
- 国内肥料資源利用拡大対策事業★★★
- 農地利用効率化等支援交付金★
- 担い手確保・経営強化支援事業★
- 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業★
- 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業★
- 経営継承・発展等支援事業★
- 集落営農連携促進等事業★
- 農山漁村振興交付金★★★
- 持続的生産強化対策事業のうち

茶•薬用作物等地域特産作物体制強化促進★★、

果樹農業生産力増強総合対策★

ジャパンフラワー強化プロジェクト推進★★

時代を拓く園芸産地づくり支援のうち国産野菜周年安定供給強化事業★★★

- 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業★★
- ・ 農業支援サービス事業育成対策★
- スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業★

#### 畜産関係

- 畜産生産力・生産体制強化対策事業★★
- ・ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち 施設整備事業及び機械導入事業★★
- 飼料生産基盤確立立脚型酪農・肉用牛産地支援(みど)認定が要件)

## 優先項目

★ (特定) 環境負荷低減事業活動実施計画

★ 基盤確立事業実施計画

★ 特定区域での取組

#### 林業関係

 林業・木材産業循環成長対策交付金のうち 高性能林業機械等整備★、木質バイオマス利用促進施設の整備★★、 特用林産振興施設等の整備★、コンテナ苗生産基盤施設等の整備★

#### 水産関係

漁業構造改革総合対策事業★

#### 輸出促進関係·食品産業関係

- GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト★
- ・ 大規模輸出産地モデル形成等支援事業★
- 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業★★
- ・ コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業★★★
- ・ 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業★★
- ・ 食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進、食品ロス削減緊急対策事業★

#### 研究開発·実証関係

- スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうち アグリ・スタートアップ創出強化対策★
- 「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出★★
- 革新的新品種開発加速化緊急対策のうち 政策ニーズに対応した革新的新品種開発★★
- みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業★★
- 戦略的国際共同研究推進事業★★

### 他省庁予算

- 酒類業振興支援事業費補助金【国税庁】★
- 地域脱炭素推進交付金【環境省】★
- ・優先採択等の詳細については、各事業の実施要綱・要領等を御確認願います。

## みどりの食料システム戦略推進総合対策

### 令和8年度予算概算要求額 3,911百万円(前年度 612百万円)

#### く対策のポイント>

地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化している中で、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれ た食料システムを確立するため、調達から牛産、加丁・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進します。

#### く事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成「令和12年]

#### く事業の内容>

#### 1. 環境負荷低減や地域資源・エネルギー利用に向けたモデル的取組への支援

- ①地域の関係者が集まった協議会に対し、以下の技術実証等を支援します。
  - ア 化学農薬・化学肥料の使用量低減、アミノ酸バランス改善飼料の導入、先端技術による省力化等
  - イ 収量・品質等を低下させずエネルギー投入量を低減できる施設園芸における栽培体系への転換
  - ウ 農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術等の資源循環や排出抑制のモデル的取組
  - エ 営農型太陽光発電、次世代型太陽電池のモデル的取組
- ②都道府県や市町村に対し、以下の体制づくり等を支援します。
  - ア みどり認定者の生産面・販売面の課題解決をサポートするみどりトータルサポートチームの整備
  - イ 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点(オーガニックビレッジ)づくり
  - ウ 地域の資源・再生可能エネルギーを循環利用する地域づくり(農林漁業循環経済先導計画)
- ③農業者や事業者に対し、以下の取組にかかる経費等を支援します。
  - ア 除草機や堆肥舎などの機械・施設の導入(みどり法の特定認定を受けた農林漁業者)
  - 慣行農業から有機農業への転換、有機農業での就農【みどり法の認定を受けた農業者】
  - ウ 堆肥プラントや物流・加工施設の導入等【みどり法の認定を受けた事業者】
  - エ バイオマスプラントの導入等【地域のバイオマスを活用する事業者等】

#### 2. 食料システム全体で取組を広げるための環境づくり

民間団体への委託または補助により、以下の取組を推進します。

ア 関係者の理解促進に向けた活動や環境負荷低減の取組の「見える化」の推進

都道府県

定額、1/2以内、委託

- イ J クレジット創出拡大のため、農業者等が取り組むプロジェクトの形成等の推進
- ウ 新たな環境直接支払創設に向けた調査、農林水産省の全事業に対する環境配慮のチェック・要件 化の本格実施に向けた検証、地域の効果的な気候変動適応策などの情報提供
- エ 有機農産物等の共同調達の取組や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた 専門家による相談対応などの支援

#### く事業イメージ>

地球温暖化や生産資材調達の不安定化が深刻化する中、 環境と調和のとれた食料システムの確立の重要性は増大

## 調達

- 地域の未利用資源の 活用
- 家畜排せつ物、食品 残渣などを活用した バイオマスの地産地消 など

## 牛産

- 化学農薬·化学肥料 の使用量低減
- 施設園芸省エネルギー化
- 生分解性マルチの導入 など



(みどりの食料システム戦略

### 消費

- 環境負荷低減の取 組の「見える化」
- 有機農産物の マルシェの開催

など



## 加工・流通

- 環境負荷を低減した 農産物の加工・流通 の合理化
- 実需者と産地が連携 した有機農産物の 共同調達

など

生産性・持続性の高い食料・農林水産業を実現

<事業の流れ>

定額、1/2以内

玉

定額、1/2以内

市町村等

(1の事業(③ウを除く)) [お問い合わせ先]

民間団体等

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186) (13ウ、2の事業)

## みどりの事業活動を支える体制整備

## 令和8年度予算概算要求額 3,911百万円(前年度 612百万円)の内数

#### く対策のポイント>

みどりの食料システム法に基づき基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が行う、環境負荷低減に資する資材の生産・販売や環境負荷低減の取 組を通じて生産された農林水産物を用いた**新商品の生産・販売、流通の合理化に必要な機械・施設の導入**等を支援します。また、みどりの食料システム法に 基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う計画の実施に必要な機械・施設の導入を支援します。

#### <事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成「令和12年]

#### く事業の内容>

#### 1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

環境負荷低減に資する取組を行う事業者が、みどりの食料システム法に基づく 基盤確立事業実施計画の認定を受けて行う機械・施設の導入等を支援します。

- ① 支援対象となる基盤確立事業の認定取組
- ア 資材の生産・販売の取組、 イ 新商品の生産・販売の取組、
- ウ 流通の合理化の取組
- ② 支援内容

#### (ハード支援) 認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

(ソフト支援) 農林水産物の調達先の調査、効果検証、情報発信の取組等

※ソフト支援については、基盤確立事業の認定見込み者を含む。

#### 2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む農林漁業者等が、みどりの食料システム 法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画(特定計画)等の認定を受け て行う機械・施設の導入を支援します。

#### ① 支援対象者

ア 特定計画の認定を受けた農林漁業者

- イ特定計画で関連措置実施者(農林漁業者へ資材・機械等の提供を行う 者) に位置づけられた事業者
- ウ みどり認定を受けた大規模有機農業者 ※網掛箇所は令和8年度拡充 (要求) 内容

#### ② 支援内容

玉

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

**<事業の流れ>**定額、1/2以内

※網掛箇所は令和8年度変更内容

## 令和7年度の交付ルートは2の事業と同様

## く事業イメージ>

#### 1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

#### <ハード支援のイメージ>



ペレット堆肥の製造 に係る機械導入



食品加工施設 の整備



区分管理のための 小規模貯蔵施設の整備

認定を受けた取組の実施に

#### (ハード支援)

交付率:1/2

交付金額の上限: 2億円

※総事業費が1億円以上の事業が対象

(ソフト支援)

交付率:定額

交付金額の上限:650万円

#### <ソフト支援のイメージ>



適用作物の拡大に向けた 栽培実証





PRのための展示会への出展 生産者の合意形成のための打合せ

#### 2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

### みどり認定者

うち特定計画の認定者・



地域における



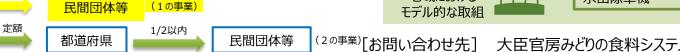
堆肥舎

交付率: 1/2 交付金額の上限

※1経営体で導入する場合

(機械導入支援): 200万円

(施設整備支援): 1,000万円





農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表: 03-3502-8111 (内線4850)

ダイヤルイン:03-6744-7186

HP: https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html

みどりの食料システム戦略

Q

みどりの食料システム法 基本計画ページ



みどりの<mark>食料システ</mark>ム法 基盤確立事業実施計画ページ



みどりの食料システム戦略 トップページ

